

# **みどりの食料システム戦略関係**

## **令和5年度補正予算交付金事業の概要**

# みどりの食料システム戦略緊急対策事業

【令和5年度補正予算額 2,706 百万円】

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出します。

## <政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年度及び32年度まで]

## <事業の内容>

### 1. みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 2,602 百万円

地域の特色ある農林水産業・資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出します。

#### ①グリーンな栽培体系への転換サポート

化学肥料等の生産資材の使用低減、スマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換を支援します。

#### ②有機農業産地づくり推進事業

有機農業の団地化や給食利用等の取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による面積拡大の加速化、都道府県の推進体制の構築を支援します。

#### ③有機転換推進事業

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機農業の生産を開始するために必要な経費を支援します。

#### ④SDGs対応型施設園芸確立

環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸のモデル産地育成を支援します。

#### ⑤持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策

バイオマスプラント等の導入やバイオ液肥の利用実証等のほか、堆肥・バイオ炭の生産、環境負荷を低減して生産された農産物の流通の合理化に必要な施設の整備等を支援します。

### 2. みどりの食料システム戦略環境構築推進事業 104 百万円

#### ①穀物グリーン化転換推進事業

穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組を支援します。

#### ②生分解性マルチ導入促進事業

生分解性マルチの製造・流通の課題解決、導入促進を行う取組を支援します。

#### ③「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策

「日ASEANみどり協力プラン」の協力案件の形成に向けた調査等を行います。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。  
 ※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) 1

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への**転換**を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化（1,484万t-CO<sub>2</sub>） [令和12年度まで]

<事業の内容>

**1. グリーンな栽培体系への転換**

農業生産における環境負荷軽減の取組を推進するため、各産地における**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援**します。

① 産地に適した**環境にやさしい栽培技術、省力化に資する先端技術等の検証**

※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術

〔**国際価格の変動の影響を受けづらい栽培体系への転換を緊急的に進めるため、化学農薬・化学肥料の低減や耐用年数の長い資材の切替えなどの生産資材の低減に資する技術については「特別枠」として支援**〕

- ② ①の検証に必要な**スマート農業機械等の導入**
- ③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する**消費者の理解醸成**
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの作成**  
産地内への普及に向けた**産地戦略（ロードマップ）の策定**
- ⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への**情報発信**（HPへの掲載等）

※**以下の場合に優先的に採択**します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合
- ・輸出促進法に基づく**輸出事業計画の認定**を受けた産地において取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

検討会の開催：各産地の関係者による取組方針の検討等

グリーンな栽培体系の検証：環境にやさしい栽培技術＋省力化に資する先端技術等の検証

**環境にやさしい栽培技術（例）**

特別枠（生産資材の低減に資する技術）

化学農薬低減



化学農薬のみに依存しない総合防除

化学肥料低減



堆肥の使用

省資源化



耐用年数の長い資材への切替え

有機農業



自動抑草ロボットによる雑草防除

温室効果ガス削減



中干し期間延長によるメタン削減



バイオ炭の農地施用



電動農機による化石燃料の使用量削減

**省力化に資する技術（例）**



生分解性マルチ



ドローン

+



リモコン式草刈機



水管理システム

**選択** 検証に必要なスマート農業機械等の導入




自動操舵システムなど

栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

**選択** 消費者の理解醸成

- ・売り場での情報発信
  - ・消費者向けセミナー開催
  - ・農業体験 など
- 

# 有機農業産地づくり推進事業

【令和5年度補正予算額 2,706百万円の内数】

## <対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、販路拡大等、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで有機農業を推進する取組の試行や体制づくりへの支援、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出します。

## <政策目標>

○ 有機農業の面積（6.3万ha [令和12年度まで]）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha） [令和32年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援します。

### 2. 飛躍的な拡大産地の創出

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「新たな有機農業実施計画」の実現に向けて、他の行政区や事業者との連携、輸出を視野に入れた取組により域外の販路確保に取り組むにつれ、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

### 3. 展開・普及の促進

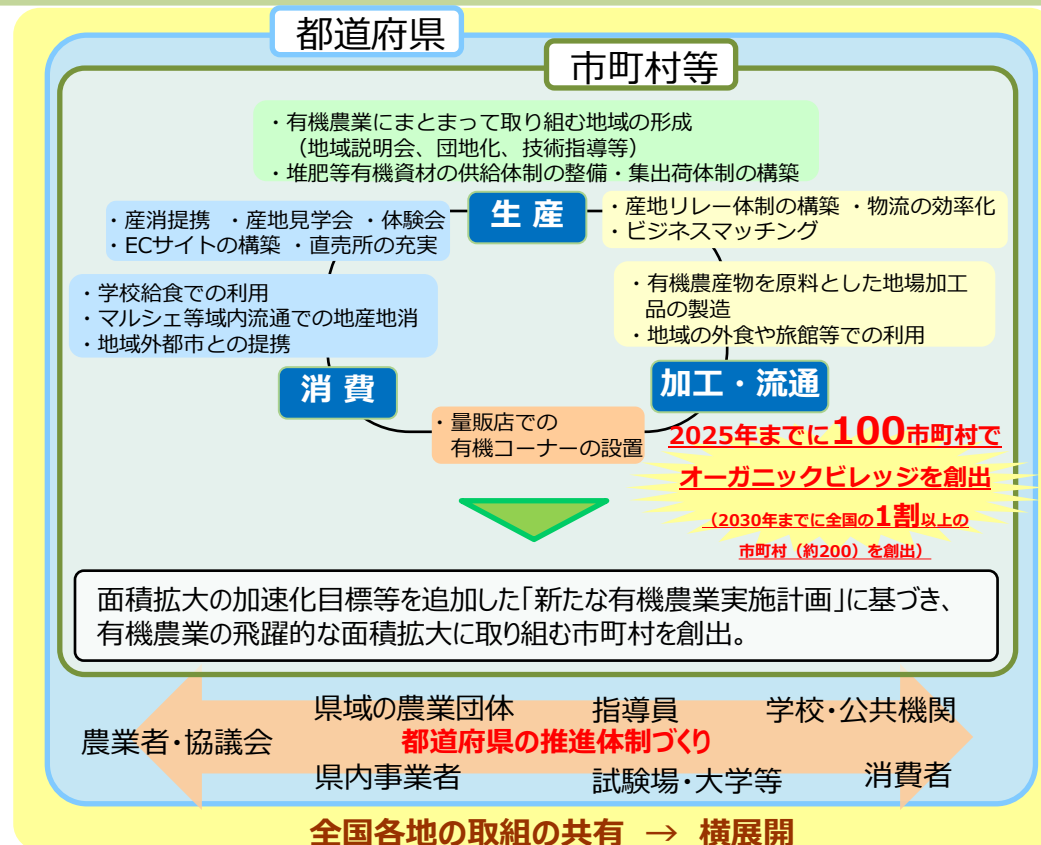
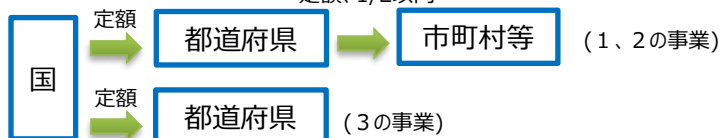
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている場合
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・地域計画が策定されている又は策定に向けた協議が実施されている場合
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合

## <事業の流れ>

定額、1/2以内



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開



# オガサポ



有機農業産地づくり推進（オガビレ）  
×  
グリーンな栽培体系への転換サポート（グリサポ）

## 有機農業産地づくり推進

### 事業概要

地域ぐるみで、**有機農業の生産から消費まで一貫した取組**を行う市町村（オーガニックビレッジ）を支援

### 支援対象

市町村、市町村が参画する協議会

### 支援内容

➤ **有機農業の生産から消費まで一貫した取組**  
（補助率：定額、機械リースは1/2以内）

## 活用のイメージ

### 検討会の開催

- ◆ 会場借料
- ◆ 専門家招へいの旅費・謝金
- ◆ 先進地調査等の旅費 等

### 生産

- ◆ 栽培技術の体系化、機械の導入 等

### 加工・流通

- ◆ 加工品試作の原材料費
- ◆ 販路開拓のための商談会出展費用 等

### 消費

- ◆ 給食への試験導入の原材料費
- ◆ マルシェの試行開催の経費 等

## グリーンな栽培体系への転換サポート

### 事業概要

産地に適した**環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術の検証**、栽培マニュアル・普及に向けた**産地戦略**の策定を支援する事業

### 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

\* 農業者に加えて、都道府県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること

### 支援内容

- **グリーンな栽培体系の検討**（上限360万円）  
検討会の開催、栽培体系の検証、（補助率：定額）  
栽培マニュアル・産地戦略の策定、情報発信
- **スマート農機等の導入**（補助率：1/2以内）

### 検討会の開催

- ◆ 会場借料
- ◆ 専門家招へいの旅費・謝金
- ◆ 先進地調査等の旅費 等

### グリーンな栽培体系の検証

- ◆ 検証ほ場・農業機械・施設等の借上費
- ◆ 土壌診断の役務費
- ◆ 技術の検証に必要な資材費 等

### 検証に必要なスマート農業機械等の導入

- ◆ 水田除草機・抑草ロボット
- ◆ 紙マルチ田植機・水管理システム 等

### 栽培マニュアル・産地戦略の策定

- ◆ 印刷製本費 など

## 優先採択の設定！

市町村や有機農業者、住民等の地域ぐるみで有機農業の拡大を実践するオーガニックビレッジにおいて、都道府県の普及組織等も参画の下、スマート農業機械や地域に即した有機栽培の体系化等を進めることは、有機農業の拡大や生産性の向上の加速化が期待されます。

このため、有機農業産地づくり推進の生産の取組について、グリーンな栽培体系への転換サポートを活用した取組を優先的に採択します。【採択時のポイントを付与】

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**新たに有機農業を開始する**農業者に対して支援します。

## <政策目標>

- 有機農業の面積（6.3万ha [令和12年度まで]）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha） [令和32年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費**について支援します。

- ① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者  
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
- ② 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価：2万円/10a以内  
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)
- ④ 要件：将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、「みどり認定」等を受けている又は受ける予定があること 等

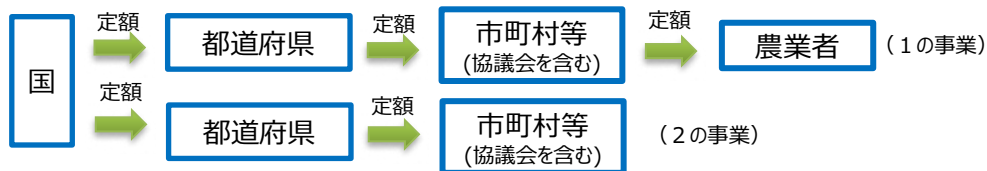
### 2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



慣行から有機農業への転換

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷低減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、**SDGsに対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組**を支援します。

## <政策目標>

- 化石燃料を使用しない園芸施設への移行（加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合50% [令和12年度まで]、化石燃料を使用しない施設への完全移行 [令和32年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催

実証機器の選定及び検討会の開催を支援します。

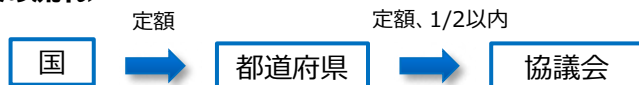
### 2. SDGs対応型産地づくりに向けた実証・普及の取組

- ① 化石燃料使用量削減等に資する**新技術による栽培実証**
- ② **省エネ機器設備・資材・自家消費発電システムによる効果的な加温体系実証**
- ③ **環境影響評価の実施**
- ④ 知見や技術等を広く普及するための**マニュアル作成や情報発信**に対して支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 1. SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催



### 協議会を設立

モデル産地育成のために連携し、省エネ技術やカーボンプレジットの活用を検討

### 2. SDGs対応型産地づくりに向けた実証・普及の取組

#### モデル産地の育成

#### ① 新技術実証



工場等の廃熱利用技術（蓄熱コンテナ）、  
廃油ボイラーの活用等  
※実証に使用するハウス等のリース・レンタルも可



#### ② 省エネ機器設備等による加温体系実証



木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ、太陽光パネル等  
※実証に使用するハウス等のリース・レンタルも可

#### ③ 環境影響評価の実施



化石燃料使用量削減等の  
環境負荷低減の効果

#### ④ マニュアル作成・情報発信



実証等により得られた知見や技術を  
広く普及啓発させるための  
マニュアル等を作成・公表

**環境負荷低減の技術を活用した、持続可能な施設園芸への転換を促進**

# SDGs対応型施設園芸確立のポイント

## 事業で実施できる内容等

- ・SDGsに対応するため、先進地の視察や外部専門家の助言等をもとに、産地での取組方策などを検討するための検討会の開催（必須）
- ・新技術による栽培実証
- ・省エネ機器設備・資材等を用いた化石燃料の使用量の削減に資する加温体系の実証（※1）
- ・新技術による栽培実証や加温体系の実証による環境負荷低減効果や評価について等の実施
- ・事業で得られた知見や技術を普及啓発するためのマニュアル作成や講習会の実施、成果報告書の作成等

## 交付対象経費・交付率

事業に要する会場借料、通信運搬費、印刷製本費、旅費、謝金、消耗品費、役務費、委託費など  
（交付率－定額）

※1 加温実証で導入できるものは以下のとおり（交付率－1 / 2 以内）

- ・化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械等  
（ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置など）
- ・化石燃料の使用量削減に寄与する省エネ設備・資材  
（自家消費発電システム、外張多重化設備、内張多層化設備など）

## 事業実施主体

次の構成員により組織される協議会

- ア 農業者5戸以上（省エネ機器設備・資材の導入に取り組まない場合は2戸以上）（必須）
- イ 都道府県（普及組織又は農業試験場を含む）又は市町村（必須）
- ウ 農業用機械メーカー等の民間事業者



＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けた**バイオマスプラント等の施設整備**を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、**バイオ液肥散布車の導入**や**散布実証等の取組**を支援します。また、みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、**良質な堆肥等の生産**や**環境負荷低減**の取組を通じて生産された**農産物の流通の合理化のための施設整備**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

○ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）、○化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. バイオマスの地産地消

① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計及び施設整備を支援します。

《支援対象施設》

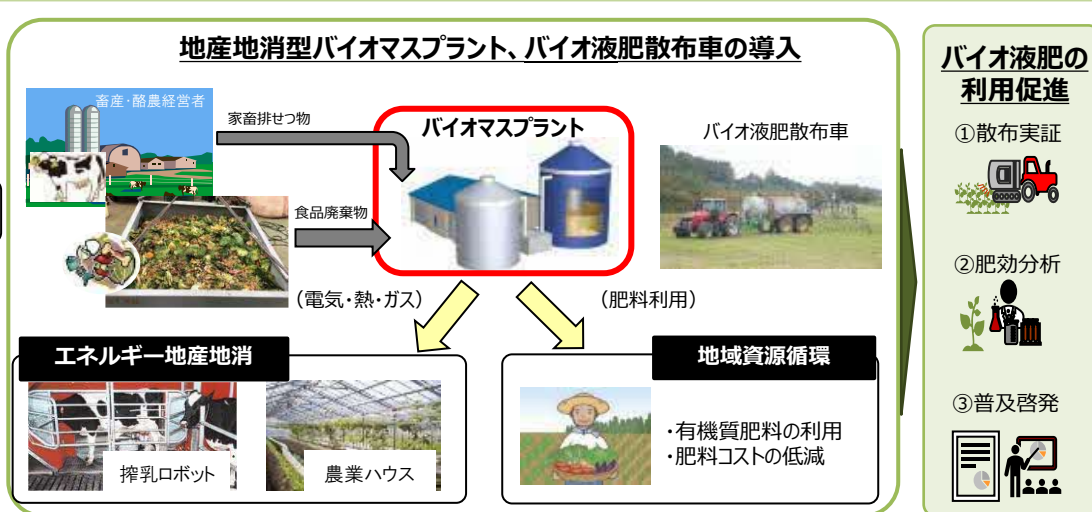
原料受入設備、前処理施設、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設、蓄電・精製ガス装置 等

② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

③ バイオ液肥の利用促進

- ア 散布機材やほ場を活用するバイオ液肥の散布実証を支援します。
- イ バイオ液肥の成分や農作物の生育状況の調査・分析、効果検証を支援します。
- ウ 普及啓発資料や研修会等による利用拡大を図る取組を支援します。



2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

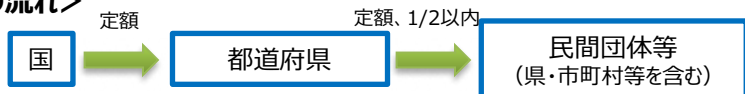
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、**良質な堆肥やバイオ炭等の生産**に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された**農産物**（有機農産物等）の**流通の合理化に必要な機械・施設整備**等や製品流通のための調査等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- （1の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）
- （2の事業）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

# 「みどりハード」の仕組み① 【支援対象のイメージ】

## 【事業内容】

みどりの食料システム法に基づく**認定基盤確立事業実施計画に必要となる取組（ハード・ソフト）を支援**する。  
(ハード交付率：1/2、ソフト交付率：定額)

R4補正から措置

## 【基盤確立事業の種類】

### 環境負荷の低減に資する**資材の生産・販売**

- ・肥料原料調達や製品流通等に係る調査・分析・改良（ソフト）
- ・代替肥料の製造設備の整備（ハード）



ペレタイザー



堆肥化处理施設

R5補正拡充

- ・GHG低減に資する資材の製造設備の整備（ハード）



農業系廃棄物の炭化装置  
(バイオ炭の生産装置)

R5補正拡充

## 【基盤確立事業の種類】

### 環境負荷低減を通じて生産された農林水産物の**流通の合理化**

- ・共同配送、貯蔵などによる低コスト流通体制の構築支援（ソフト）
- ・小規模集出荷・貯蔵施設の整備（ハード）



小規模集出荷施設

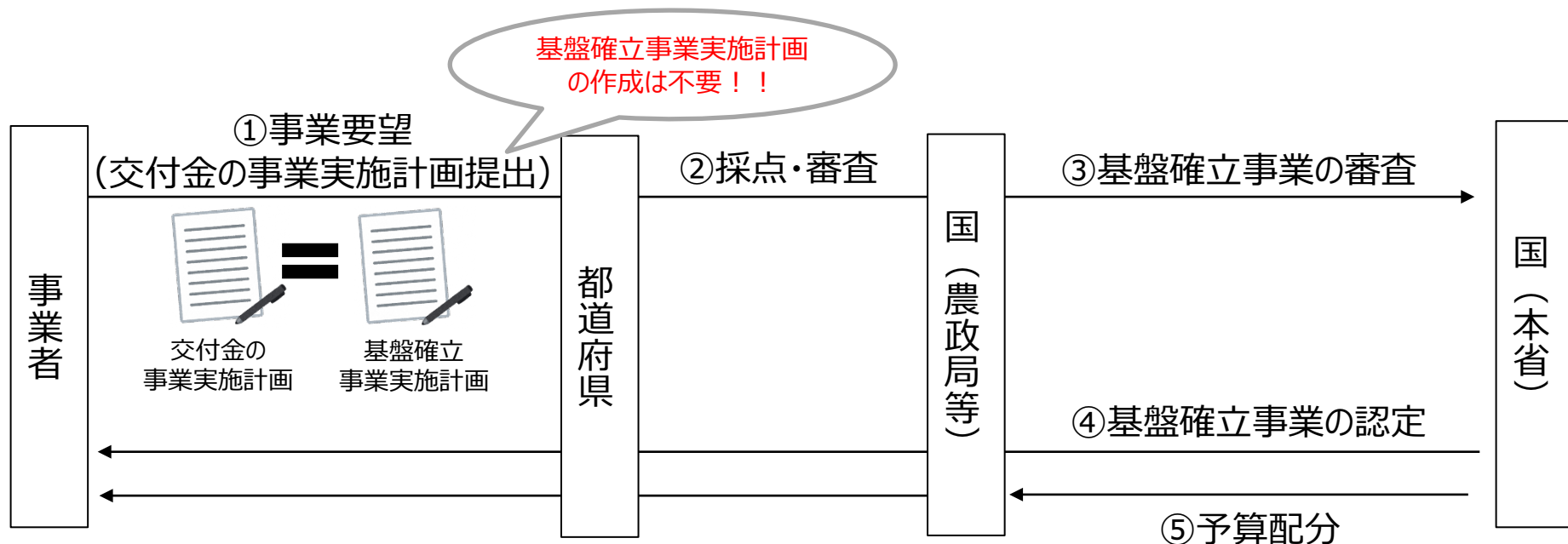


小規模貯蔵施設

## 「みどりハード」の仕組み②

### 【事業執行イメージ】

交付金の事業実施計画は**基盤確立事業実施計画とみなすことができる**ように整理。



### 【主な事業要件】

| 主な要件                | 詳細  |
|---------------------|---|
| 環境負荷の低減の効果の増進を図ること。 | 環境負荷を低減して生産した農林水産物の付加価値の向上や化学肥料の使用低減につながるなど <b>環境負荷低減の効果の増進を図る取組</b> であること。               |
| 波及性・先進性が認められること。    | 製品やサービスの普及状況、同業他社や事業実施地域における事業の実施状況を勘案した <b>先進性を有していること</b> 。また <b>効果が県域等を超えて波及</b> すること。 |